

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

## 告 示

ページ

○介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定

(長寿社会政策課)

一

○保安林の指定の解除

(森林整備課)

一

○道路の区域変更

(道路課)

一

○道路の供用開始

(同)

二

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可

(都市計画課)

二

## 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定

(税務課)

二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(障害福祉課)

二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(事業管理課)

三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定

(契約課)

三

○コイヘルペスウイルス病に係る指示

(内水面漁場管理委員会)

三

○宮城県告示第二百六十号

(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四条の二第一項の規定により、次のとおり指定市町村事務受託法人を指定した。)

三

## 告 示

○宮城県告示第二百六十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四条の二第一項の規定により、次のとおり指定市町村事務受託法人を指定した。

平成二十三年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務所の名称及び所在地	指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名	受託事務の種類	指定の年月日
柴田町社会福祉協議会訪問調査センター 柴田郡柴田町大字船岡字中島六十八番地	社会福祉法人柴田町社会福祉協議会 柴田郡柴田町大字船岡字中島六十八番地 我妻一雄	介護保険法第二十条の二第一項第二号の事務(要介護認定等調査事務)	平成二十三年四月一日

○宮城県告示第二百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 解除に係る保安林の所在場所  
登米市迫町新田字館林四四の一(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 解除の理由  
指定理由の消滅

(次の図)は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第二百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 道路の種類 県道
- 路線名 大衡駒場線
- 道路の区域

## 変更の区間

変更の  
前後の  
敷地の幅員  
(メートル)  
敷地の延長  
(メートル)  
備考

黒川郡大衡村奥田字奥田東一〇番四地 先から 同村松の平三丁目四番一八地先まで		
後A	前B	前A
一七・〇 八五・〇	一〇・九 六五・四	一七・〇 八五・〇
一、〇〇〇・〇	八〇二・五	一、〇〇〇・〇
上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。		

○宮城県告示第二百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三百四十七号	加美郡加美町漆沢岳山国有林二一六林班れ小班地先から 同町漆沢岳山国有林二一六林班れ小班地先まで	平成二十三年 四月一日

○宮城県告示第二百六十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十三年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称  
角田市町尻土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地  
角田市角田字大坊四十一番地
- 三 設立認可の年月日  
平成七年六月十二日
- 四 変更認可の年月日  
平成二十三年三月二十八日

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。  
平成二十三年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十三年度税務総合管理システム運用管理業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十三年三月十八日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号

五 契約金額 三千六百九十六万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十三年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県拓桃医療療育センター磁気共鳴診断装置（MR I）賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部障害福祉課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札を決定した日 平成二十三年三月十五日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 東芝医用ファイナンス株式会社 東京都文京区本郷三丁目一五番二号
- 五 落札金額 一億七千三百四十五万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十三年二月一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十三年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 宮城県工事積算総合システム運用機器賃貸借、導入設定及び保守業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 土木部事業管理課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十三年三月十七日

四 落札者の名称及び所在地 N E C キヤピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額 一億三百三十五万九千九百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十三年二月四日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十三年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

1 ICカード基体(優良) 二百三十四箱

2 ICカード基体(一般) 百七十六箱

3 ICカード基体(新規) 二十九箱

4 IC高速型用リボンセット 百九十八箱

5 IC免許用本籍等印字システム 十箱

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十三年三月十六日

四 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社 D N P アイディシステム 東京都新宿区新宿四丁目三番十七号

五 契約金額 二億三千八百八十七万八千四百円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号

### 内水面漁場管理委員会

○宮城県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百零四条第四項の規定により、コイ(マゴイ及びニスキゴイをいう。以下同じ。)の持出し及び移植並びに放流等について、次のとおり指示するものとする。  
平成二十三年四月一日

宮城県内水面漁場管理委員会

会 長 星 明 朗

一 指示の内容

1 持出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかったときは、当該水域においては、コイを持ち出してはならない。ただし、公的機関等がコイヘルペスウイルス病のまん延防止の処置に供する場合は、この限りでない。

2 移植の制限

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかっている疑いがあると認められるときは、当該水域からコイを移植してはならない。

3 放流等の制限

(一) 県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においてコイを増殖等の目的で放流しようとするときは、その放流しようとするコイについて、コイヘルペスウイルス病に係る次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。  
(1) 汚染水域由来でないこと。

(2) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

(3) P C R 検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(二) (一)の確認がとれないときは、その生死を問わず、公共用水面及びこれと連接一体を成す水面に遺棄してはならない。

4 適用除外

1 から3までの指示は、宮城県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めるときは、適用しないものとする。

二 指示をする期間

三 指示をする区域

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで  
県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す県内の水面